

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年7月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年8月5日から同月25日まで縦覧に供する。

令和7年7月29日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山木田池地区	観音寺市経済部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 砥石川池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 姥ヶ懐池地区	〃
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 寺上地区	〃